

## 「霞ヶ浦に育まれた人々の暮らし」

夏季展示のおすすめの資料を学芸員が紹介します。

### ◆ワンポイント解説会

7月25日(土)…戦時下の金属回収きょうしゅう一供出されたもの

の・されなかったもの

8月1日(土)…金葉集きんようしゅう一土屋家旧蔵品の秘密

8月8日(土)…淡い緑色の釉薬うわくすり一灰釉陶器

8月22日(土)…地中に埋められたお金

と き/午前11時、午後2時から30分程度

※事前申込は不要。入館料が必要です。



## 夏休みファミリーミュージアム

### 7月18日(土)～8月30日(日)

期間中、博物館・上高津貝塚の来館スタンプを集めた方に記念品をプレゼントします。



- ①ミニ掛軸をつくろう
- ②かすみ人形を作ろう
- ③博物館クイズラリー
- ④親子はたおり教室

〒300-0043 中央一丁目15-18 ☎824-2928

# 市立博物館

〒300-0811 上高津1843 ☎826-7111  
上高津貝塚ふるさと歴史の広場

# 考古資料館

- ①縄文土器をつくろう
- ②勾玉をつくろう
- ③ミサンガをつくろう
- ④上高津貝塚クイズビンゴ

## 「石の道具の発達史-人と石の三万年-」

この展示では、いろいろな時代に多様な役割を果たしてきた石の道具を紹介します。旧石器時代のナイフ、縄文時代の石のやりなどの古い時代のものから、明治時代の小学生がノート代わりに使った石の板など新しい時代の資料まで、石でできた資料が変化していく様子をごらんください。

### ◆展示案内会

と き/8月9日、23日(日) 午後2時から30分程度

※事前申込は不要。8月23日は入館料が必要です。

## 市立博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場

開館時間/午前9時～午後4時30分

休館日/毎週月曜日(7月20日を除く)、7月21日(火)

入館料/一般:105円(75円)、小・中・高校生:50円(30円)

※( )内は20人以上の団体。土曜日は小・中・高校生入館無料

## 写真展「戦後70年の歩みをたどる」

国内・県内の主要なニュース写真(茨城新聞社提供)に博物館が所蔵する当時の土浦の写真も交え、戦後70年の歩みを振り返ります。※入館料が必要です。



問市立博物館(☎824-2928)

常磐線貨物列車

## 「めざせジオパーク！ 上高津貝塚どきどき体験」

筑波山地域ジオパーク構想のPR活動の一つとして、さまざまな催しを行います。

協力/筑波山地域ジオパーク推進協議会

と き/8月9日(日) 10:00～16:00※当日は入館無料

1.食べられる土器?土器形クッキー「ドッキー」無料配布(先着100人)

2.砂絵で学ぼう!筑波山地域の地質

3.ジオサイトゆかりのカンバッジをつくろう

4.丸ごと土器にさわってみよう

5.縄文アクセサリー・貝輪をつくろう

6.火おこし体験



# 土浦市とつくば市との「合併についての勉強会」報告

## － 後 編 －

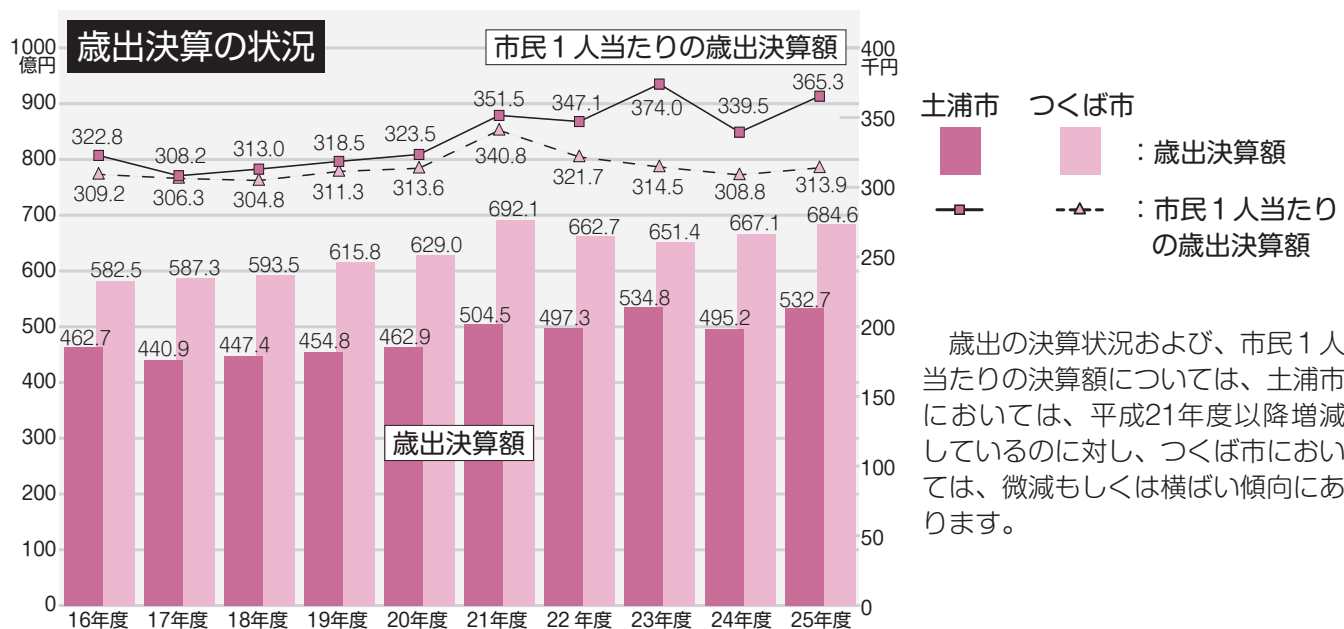
土浦市とつくば市は、平成26年2月に事務レベルでの勉強会を立ち上げ、これまでに9回の勉強会を開催してまいりました。勉強会の内容につきましては、本年2月3日発

行の広報つちうらで中間報告をしましたが、このたび平成26年度の合併の勉強会の内容がまとまりましたので、お知らせします。

☎政策企画課(☎826-1111 内線 2205)

回数	開催日	検討項目
第1回	H26.2.10	・両市の合併に対する基本的認識 ・勉強会の進め方
第2回	H26.3.24	・4市(石岡市、守谷市、かすみがうら市、つくばみらい市)職員のオブザーバー参加について
第3回	H26.4.28	・茨城県における両市の位置づけについて ・社会経済情勢の変化と市町村合併について ・中核市について ・両市における各種統計データ分析、比較について
中核市視察	H26.5.22	・所沢市 ・八王子市
第4回	H26.7.3	・中間報告会
第5回	H26.8.22	・中核市について ・行政体制について
第6回	H26.10.16	・住民サービスに係る料金について ・公共施設の状況について ・都市基盤の整備状況について ・財政状況について ・行政体制について
第7回	H26.12.18	・市町村合併に関するアンケート集計結果について ・中核市について ・行政体制について
第8回	H27.2.12	・報告書(案)について ・公共施設の立地状況について ・市民アンケート「自由記述」分析結果について
第9回	H27.3.27	・平成26年度合併についての勉強会報告

## 1 財政状況について

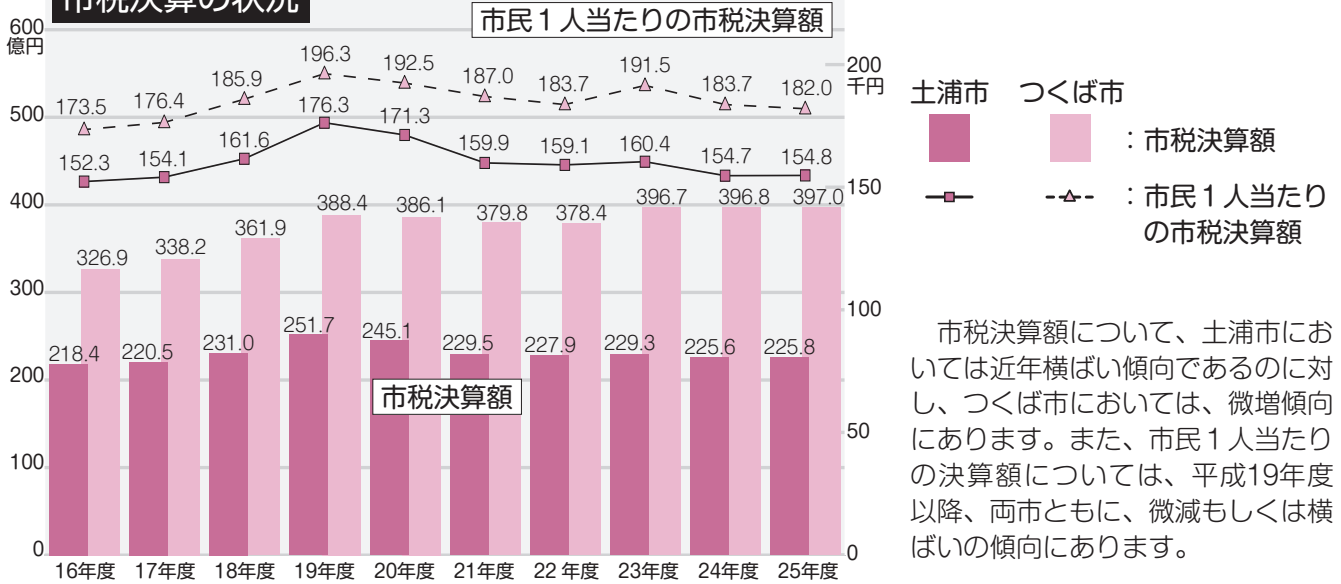


歳出の決算状況および、市民1人当りの決算額については、土浦市においては、平成21年度以降増減しているのに対し、つくば市においては、微減もしくは横ばい傾向にあります。

歳入への影響	歳出への影響
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方交付税の減 (一約9400万円)</li> <li>・県支出金の減 (一約10億円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員数の減</li> <li>・特別職(市長・副市長等)の減</li> <li>・市議会議員数の減</li> <li>・公共施設配置の最適化による管理経費の減</li> <li>・保健所設置経費の増 (+約13億7800万円)</li> </ul>

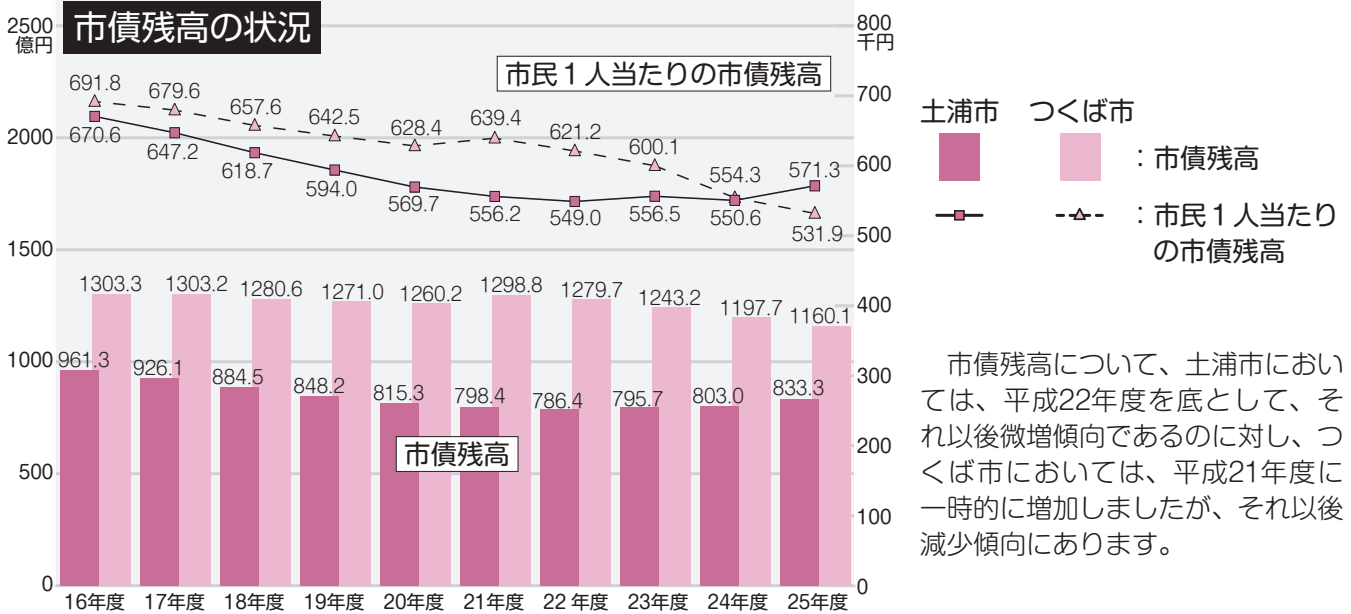
中核市移行に伴う、歳入・歳出への影響について検討しました。その結果、歳入面においては減少する項目があるほか、歳出面においても、一定の減少は認められるものの、更なる歳出増加が考えられる項目も明らかになりました。

## 市税決算の状況



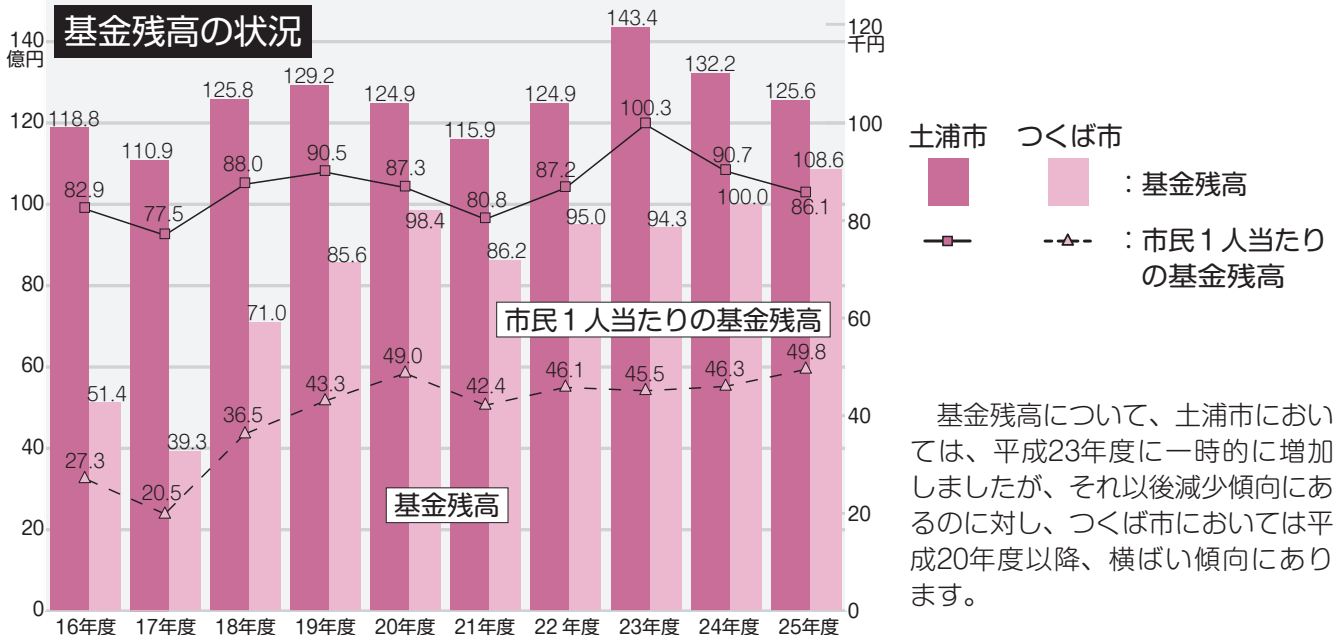
市税決算額について、土浦市においては近年横ばい傾向であるのに対し、つくば市においては、微増傾向にあります。また、市民1人当たりの決算額については、平成19年度以降、両市ともに、微減もしくは横ばいの傾向にあります。

## 市債残高の状況



市債残高について、土浦市においては、平成22年度を底として、それ以後微増傾向であるのに対し、つくば市においては、平成21年度に一時的に増加しましたが、それ以後減少傾向にあります。

## 基金残高の状況



基金残高について、土浦市においては、平成23年度に一時的に増加しましたが、それ以後減少傾向にあるのに対し、つくば市においては平成20年度以降、横ばい傾向にあります。

## 2 公共施設・都市基盤について

両市の各種公共施設や、都市基盤の整備状況について、現在の状況を比較しました。

両市の行政界付近に位置する施設の相互利用や、土浦市にあってつくば市に無い施設の相互利用、つくば市民であり土浦市在勤の方などは、在勤地である土浦市の施設を利用できるようにするなど、両市の「施設の相互利用の可能性」が考えられます。

また、土浦市は、つくば市に比べ国や県の行政関連施設が多く立地し、行政機能が集約されています。一方、つくば市は、研究関連施設が32施設立地し、研究開発機能が集約されています。両市が合併することで、県南の中核都市としての拠点性が高まることが期待されます。

公共施設の項目	土浦市	つくば市
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校区単位で公共施設が立地</li> <li>・多くが市街化区域内に立地</li> <li>・さまざまな施設を有し、つくば市にない施設を保有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧6町村単位で公共施設が立地</li> <li>・筑波研究学園都市建設の影響を受けた立地状況</li> <li>・土浦市に比べ、公共施設の数が多い</li> </ul>
国の機関数	12施設	5施設 ※研究関連施設:32施設
県の機関数	14施設	6施設

都市基盤の項目	土浦市	つくば市
市道の改良率	改良済…46.35% 舗装済…76.68% 歩道整備率…7.71%	改良済…54.26% 舗装済…71.62% 歩道整備率…11.04%
都市計画道路整備率	58.0%	77.6%(筑波研究学園都市整備の影響)
上水道	96.7%(県平均93%前後)	83.80%
下水道	普及率…87.4% 水洗化率…92.8%	普及率…80.8% 水洗化率…94.2%
農業集落排水事業	土浦市のみで実施	
工業団地	4か所(304ha、53社)	9か所(528.5ha、66社)
都市公園	52か所(85.58ha)	157か所(201.59ha)

## 3 アンケートの自由記述について

両市民の市町村合併についての意識を把握し、「合併についての勉強会」で検討を進める際の基礎資料とするため、市町村合併に関するアンケートを実施しました。

各設問の回答結果については、広報つちうら2月上旬号でお知らせしたとおりです。今回は、アンケートの自由記述についてお知らせします。

項目	土浦市	つくば市
全体回答者数	1,644人	2,493人
自由記述欄回答者数	546人	768人
自由記述欄回答者割合	33.20%	30.80%
自由記述欄回答件数	641件	865件

分野	土浦市	つくば市
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メリット・デメリットを明らかにすべき</li> <li>・説明会などで情報提供すべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メリット・デメリットをきちんと示すべき</li> <li>・合併の影響や効果を示すべき</li> </ul>
市の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・TXを土浦駅まで延伸し、駅前を活性化してほしい</li> <li>・市の活性化のために、つくば市との合併は必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・つくば市の良さを生かしていくべき</li> <li>・合併する前に、もっと住みやすくするべき</li> </ul>
新市の名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土浦の名前を残してほしい</li> <li>・合併して何市になるのか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・つくばの名前を残してほしい</li> <li>・合併して何市になるのか</li> </ul>
市域拡大への懸念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政サービスが低下する</li> <li>・サービスの向上に努めてほしい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これ以上広げる必要は無い</li> <li>・きめ細かいサービスができない</li> </ul>
行政サービスの維持・向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来を考えると合併するしかない</li> <li>・相乗効果が両市が発展する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の行政サービスを向上すべき</li> <li>・サービスが低下しないようにすべき</li> </ul>

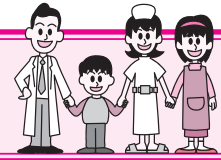
## 4 平成26年度総括について

合併についての勉強会は、これまで9回開催し、ますますお互いのまちを知るという観点から、さまざまなテーマのもと、客観的に比較し、検討を進めてまいりました。その結果、一定の成果が得られましたので、下記のとおり検証結果と今後の課題についてお知らせします。

項目	検証結果	今後の課題
人口・面積	土浦市は人口減少傾向にあるのに対し、つくば市においては人口増が見込まれます。しかし、土浦市においては、人口集中地区(DID)人口の全体を占める割合が62.4%と高く、都市構造の集約化が図られています。また、2市合計の人口及び面積は、県内1位となります。	住民サービスの利便性向上やコミュニティ振興など、合併により懸念される項目への対応が必要となると考えられます。
茨城県における両市の位置づけ	中核的都市となり、地方分権の受け皿としての行政体制が期待されます。	地域資源を戦略的に活用し、周辺部の活性化の取り組みが必要になると考えられます。
日常生活圏	就業や就学、商圏、余暇圏など、両市の流入は多く、結びつきが強い。	合併でさまざまな地域資源が共有され、新市として、更なる交流拡大と一体感の醸成が必要になると考えられます。
産業	土浦市は工業の集積がある点に特徴があるのに対し、つくば市においては、商業の集積に特徴があります。	産業構造バランスの取れた都市になるために、マッチングや起業創出などを担う必要になると考えられます。
財政状況	両市とも各種財政指標の数値は良好です。	新たな行政需要への対応や、専門職員の更なる配置など、行政体制の強化が必要になると考えられます。
住民サービス	土浦市は住民サービスの取り組みに厚みがあるのに対し、つくば市は手数料などの負担が抑えられている傾向が見られます。	住民の負担水準の適正化や、行政の更なるスリム化、ICTの更なる利活用の検討が必要になると考えられます。
公共施設・都市基盤	土浦市においては、つくば市にない公共施設があり、また、国や県の出先機関も多いのに対し、つくば市においては6町村合併や研究学園都市建設の影響から公共施設が多い状況にあります。	公共施設が多くなることで、維持管理コストが増加することから、公共施設などの最適な配置の検討が必要になると考えられます。
中核市への移行	歳入については、直接のメリットは考えにくいですが、市のイメージアップによる影響などが期待されます。 歳出については、将来的な人件費の削減や重複する公共施設の統廃合による経費節減が考えられる一方、移行に伴い新たな経費が発生します。	

平成26年度の検討結果を受けて、今後、両市は更なる課題や両市の合併の可能性について、中長期的な視点に立って検討を進めてまいります。平成27年度の検討結果につきましては、一定の成果が得られ次第、市民の皆さまへお知らせします。

# 国民健康保険に関するお知らせ



今年度の国民健康保険税の税率は、昨年度と同率になります。ただし、課税限度額は、地方税法の改正により医療分・支援分が1万円、介護分が2万円の引き上げとなっています。国民健康保険財政を取り巻く厳しい状況にご理解とご協力をお願いします。(納期・納期限はP7の後期高齢者医療保険料と同じです)

☎国保年金課国保賦課係(☎826-1111 内線2296)

## 平成27年度の通知書発送時期

- 納税通知書…7月中旬(普通徴収)
- 税額決定通知書…7月下旬(特別徴収)
- 本徴収開始通知書…10月上旬(特別徴収)

## 保険税の計算方法

医療分、支援分、介護分ごとに計算した所得割額、均等割額、平等割額を合計し、国保税額を算出します。

$$\begin{aligned}
 & \text{所得割額} = \left( \text{総所得金額等} - \text{基礎控除額 (33万円)} \right) \times \text{所得割税率 (医療・支援・介護分)} \\
 & + \\
 & \text{均等割額} = \text{一人あたりの定額 (医療・支援・介護分)} \times \text{被保険者数} \\
 & + \\
 & \text{平等割額} = \text{世帯あたりの定額 (医療・支援・介護分)} \\
 & \parallel \\
 & \text{国保税額} = \text{医療分} + \text{支援分} + \text{介護分}
 \end{aligned}$$

## 平成27年度の税率

区分	医療分	支援分	介護分※
所得割	6.59%	2.68%	2.08%
均等割	20,500円	7,700円	9,000円
平等割	24,900円	9,300円	6,300円
限度額	52万円	17万円	16万円

※介護分は40歳以上65歳未満の方が対象です。

## 国民健康保険税の軽減・減免

### ●所得が少ない世帯への国民健康保険税の軽減

市県民税、所得税の申告に基づき世帯の所得が一定額以下の場合には、保険税が軽減されます。

### ●国民健康保険税と医療費の一部負担金の減免

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示などの対象地域から転入された方、災害によって資産に重大な損害を受けた方、失業・病気などで所得が著しく減少した方は、保険税や医療費の一部負担金の減免を受けられる場合がありますので、ご相談ください。

## 国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の方へ

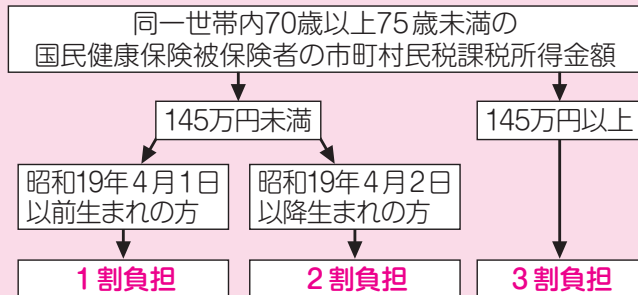
～8月からは新しい高齢受給者証をお使いください～

国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の方に新しい「国民健康保険高齢受給者証」を7月下旬に送付します。医療機関にかかるときは、保険証と高齢受給者証を窓口に表示してください。保険診療分について、医療費の1割・2割または3割の支払いで医療を受けることができます。

☎国保年金課国保給付係(☎826-1111 内線2295)

## 負担割合の判定の仕方

負担割合は、毎年6月にその年度の市町村民税が決定されることに伴い、判定されます。同一世帯内70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者の市町村民税課税所得によって負担割合を判定します。送付される高齢受給者証に表示してある「一部負担金の割合」をご確認ください。



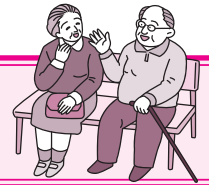
◇住民税の課税所得金額により3割負担の判定となった方でも、次の条件を満たすときは、申請によって1割または2割負担になります。該当すると思われる

- 方には、「基準収入額適用申請書」を同封しますので、申請してください。
- ①世帯に70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者が1人いて、その方の年収が383万円未満
- ②①の方の年収が383万円以上でも、同じ世帯に75歳以上の方(後期高齢者医療被保険者)がいて、その合計年収が520万円未満
- ③世帯に70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者が2人以上いて、その合計年収が520万円未満
- ※なお、現在お持ちの受給者証の有効期限は7月31日です。8月1日以降は自分で処分するか国保年金課または各支所・出張所にお返しください。

### ★市町村民税非課税世帯の方の減額措置★

- 市町村民税非課税世帯の方は、「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請をすることで、1か月あたりの自己負担限度額が下がります。申請用紙は、国保年金課または各支所・出張所にあります。

# 後期高齢者医療制度に関するお知らせ



後期高齢者医療制度の被保険者には、茨城県後期高齢者医療広域連合から被保険者証(保険証)が1人に1枚交付されます。医療機関などにかかる時には、「後期高齢者医療被保険者証」を提示してください。

☎国保年金課医療福祉係(☎826-1111 内線2316、2406)

## ■ 対象になる方(被保険者)

- 75歳以上の方
- 一定の障害があると広域連合の認定を受けた65歳以上75歳未満の方

### 認定の要件

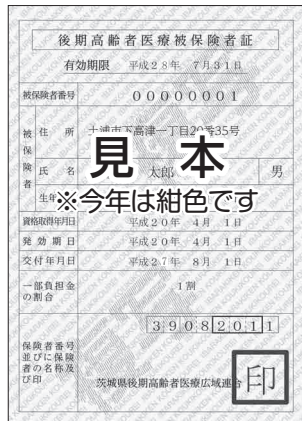
- 障害年金1級および2級
- 精神障害者保健福祉手帳1級および2級
- 療育手帳(A)およびA
- 身体障害者手帳3級以上または4級の次の4つの障害
  - ①音声言語機能の著しい障害
  - ②両下肢のすべての指を欠く
  - ③一下肢の下腿1/2以上欠く
  - ④一下肢の機能の著しい障害

※障害者手帳などの等級に変更があったり、有効期限が満了となった場合には、届出が必要となります。

## ■ 保険証と負担割合について

8月1日(土)からの新しい保険証は簡易書留で送付します。7月16日(木)から順次配達となり、不在の場合は不在連絡票が投函され8月2日(日)まで郵便局に保管されます。郵便局での留置期間終了後は、国保年金課窓口での交付となりますのでご注意ください。

※保険証に記載されている一部負担金の割合は、1割(一般の方)または3割(現役並み所得者の方)です。



## ■ 限度額適用・標準負担額減額認定

住民税非課税世帯(世帯の全員が住民税非課税)の被保険者は、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けることができます。医療費の自己負担限度額(月額)や、入院時の食事代が減額になりますので、認定証を保険証と一緒に医療機関などの窓口へ提示してください。

現在、認定証の交付を受けており、8月以降も引き続き該当となる方には、原則として、保険証と一緒に送付します。

新たに住民税非課税世帯になった方には、市から申請書を送付しますので、7月末までに国保年金課に申請し、認定証の交付を受けてください。

## ■ 保険料の計算方法

平成27年度の保険料額決定通知書は、7月中旬に送付します。なお、保険料の算出方法は、次のとおりです。

$$\text{均等割額 } 3万9500円 + \text{所得割額 } (\text{総所得金額等} - 33万円) \times 8.0\%$$

※1年間の保険料の上限額は57万円です。所得の低い方は、世帯の所得に応じて保険料が軽減されます。

## ■ 保険料の納め方

保険料は、年金からの差し引き(特別徴収)または市から送付される納付書(普通徴収)により個人ごとに納付していただきます。

### ●特別徴収

年額18万円以上の年金受給者は、年金からの差し引きにより保険料を納付していただきます。ただし、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金額の2分の1を超える場合などは、特別徴収になりません。

仮徴収	4月	平成27年2月の徴収額と同じ額、もしくは前年度の1年間の保険料の6分の1の額が、各月の徴収額となります。
	6月	
	8月	
本徴収	10月	平成26年中の所得に基づいて算定した年額の保険料から、仮徴収の額を差し引いた残額を3回に分けて納めていただきます。
	12月	
	2月	

### ●普通徴収

特別徴収の対象とならない方は、納付書(口座振替を含む)により保険料を金融機関などで納期限までに納付していただきます。

納期	納期限	納期	納期限
1期	27年7月31日	5期	27年11月30日
2期	27年8月31日	6期	27年12月25日
3期	27年9月30日	7期	28年2月1日
4期	27年11月2日	8期	28年2月29日

## ■ 外国人の方へ To foreign residents

住民登録のある75歳以上の外国人の方には、後期高齢者の保険証を簡易書留で送付します。

All persons aged 75 or over listed on the Basic Resident Registration will receive Last-Stage Elderly Medical Care Insurance Card by Simplified Registered Mail.

# 国民年金保険料免除(猶予)制度のお知らせ



国民年金は性別、年齢、所得額などに関係なく、法律によって定められた保険料を60歳になるまで納めます。国民年金にはみんなが加入し、老後や病気・ケガで障害になったとき、夫に先立たれたときなどに基礎年金を支給し、経済的な支えになることを目的としています。

☎国保年金課国民年金係 (☎826-1111 内線2290)

## ■ 保険料の免除制度について

### □ 保険料の免除制度とは？

国民年金は、加入者である皆さんに保険料(平成27年度は月額15,590円)を納付していただくことで成り立っていますが、所得が低いなどの理由から保険料を納めることが困難なとき、申請により保険料の納付が免除される「**申請免除**」の制度があります。

※国民年金(基礎年金)の給付の2分の1(平成21年度以前分は3分の1)は国庫負担でまかなわれているため、保険料が免除された期間は、老齢基礎年金の計算の際に国庫負担に相当する額が年金額に反映されます。

### □ 免除の種類と免除後の納付額(平成27年度)

- 全額免除 → 0円
- 4分の3免除 → 3,900円
- 2分の1免除 → 7,800円
- 4分の1免除 → 11,690円

### □ 免除該当となる所得基準額

保険料の免除は、本人、配偶者、世帯主の前年所得が、それぞれ右上の表に示す基準額以下であることが条件です。ただし、一部免除の基準額は扶養親族等控除額、社会保険料控除額などによって変わります。

種類 扶養人数	全額免除	一部免除		
		4分の3 免除	2分の1 免除	4分の1 免除
なし	57万円	78万円	118万円	158万円
1人	92万円	116万円	156万円	196万円
2人	127万円	154万円	194万円	234万円
3人	162万円	192万円	232万円	272万円

### ★ 若年者納付猶予制度 ★

申請者本人の所得が一定額以下であっても、所得が一定額以上の世帯主(親など)と同居している場合には保険料免除は認められませんが、**20歳代**の方に限り保険料の納付を**先延ばし(10年間)**することができます。承認・申請期間は免除制度と同じです。

※猶予承認期間は、障害基礎年金の受給資格期間に算入されます。

※本人と配偶者の所得が全額免除該当の範囲内であることが必要です。

## ■ 免除・猶予制度共通事項

### □ 承認・申請期間(平成27年度)

- 承認期間：平成27年7月～平成28年6月
- 申請期間：平成27年7月～

※平成26年4月より、申請月から原則2年1か月前までさかのぼって免除申請ができるようになりました。過年度の免除申請がお済みでない方は、早めに手続きをお願いします。

### □ 申請に必要なもの

- はんこ
- 年金手帳
- 雇用保険受給資格者証、または雇用保険被保険者離職票の写し(失業などを理由に申請する場合。公務員だった方は、退職辞令書の写し)

※所得の申告をしていない場合は、申告をしてから申請してください。



## ■ 免除・猶予制度の注意点

- **一部免除制度は**、保険料の一部を免除して、残りの保険料を納付する制度です。**免除後の保険料を納付しなかった場合は、その期間の一部免除が無効(未納と同じ扱い)となるため**、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不慮の事態が生じた際に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- 免除または猶予された保険料については、10年内ならば追納することができます。ただし、承認を受けた年度から3年度目以降に納付する場合は、経過した年数に応じて当時の保険料に一定率を乗じた金額が加算されます。
- 平成17年度以降に「継続申請」をし、その所得が承認基準額以内のため全額免除、納付猶予が承認されている方は、改めて申請する必要はありません。離職票などを添付し、退職を理由に承認された方は、更新のため再度申請する必要があります。
- 保険料の免除申請は、随時受け付けていますが、**申請が遅れると障害基礎年金などが受給できなくなる場合がありますので、ご注意ください。**



# 介護保険料に関するお知らせ



皆さんに納めていただく介護保険料は、市の介護保険を運営するための大切な財源になります。介護サービスが十分に整えられるよう、そして介護が必要となったときは、誰もが安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

☎高齡福祉課(☎826-1111 内線2463)

## 平成27年度介護保険料と納め方

### ●特別徴収

年金受給額が年額18万円以上の方。年金の支給月(4月から翌年2月までの6回)に年金から差し引きます。

### ●普通徴収

年金受給額が年額18万円未満の方。市から送付する納付書で納めていただきます。

納期	納期限	納期	納期限
1期	27年7月31日	5期	27年11月30日
2期	27年8月31日	6期	27年12月25日
3期	27年9月30日	7期	28年2月1日
4期	27年11月2日	8期	28年2月29日

※特別徴収の方には「年金からの引き落としのお知らせ」を、普通徴収の方には「納入通知書」を7月中旬に発送します。  
※年金を受給していない方は普通徴収となります。

●納期限内に指定の金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、市役所または各支所・出張所で納付してください。

### ★納付が遅れると…★

特別な事情がなく介護保険料を一定期間滞納すると、保険給付の支払方法の変更や保険給付の全部または一部の支払いを一時差し止めるなど、保険給付の制限を受けることがあります。納付についての相談は、随時納税課(☎内線2333)で受け付けますので、早めにご連絡ください。

所得段階	対象者	保険料(年額)
第1段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税対象となる年金の収入額の合計が80万円以下、または老齡福祉年金受給者、もしくは、生活保護を受けている方	21,000円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税対象となる年金の収入額の合計額が80万円超120万円以下の方	45,000円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税対象となる年金の収入額の合計額が120万円超の方	45,000円
第4段階	同じ世帯の中に市町村民税が課税されている方がいるが、本人は市町村民税が非課税で、前年の合計所得金額と課税対象となる年金の収入額の合計額が80万円以下の方	54,000円
第5段階	同じ世帯の中に市町村民税が課税されている方がいるが、本人は市町村民税が非課税で第4段階以外の方	60,000円
第6段階	市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	69,000円
第7段階	市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	75,000円
第8段階	市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	90,000円
第9段階	市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	96,000円
第10段階	市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	102,000円
第11段階	市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が500万円以上の方	108,000円

## 介護保険の減額制度

### □高額介護(居宅支援)サービス費の支給

介護サービス利用者が負担する利用者負担額(介護保険1割負担分)に上限額を設け、その額を超えた分を、申請によりあとから払い戻す制度です。

※現役並み所得者とは、同一世帯に市町村民税課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、収入が単身の場合は383万円以上、2人以上の場合は520万円以上の方

対象者	1ヶ月の利用者負担額上限額(※世帯合算)
①本人・世帯員全員が市町村民税非課税で、老齡福祉年金の受給者、生活保護の受給者	15,000円
②本人・世帯員全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	15,000円
③本人・世帯員全員が市町村民税非課税で、①②以外の方	24,600円
④一般世帯	37,200円
⑤現役並み所得者(平成27年8月新設)	44,400円



INFORMATION

情報ひろば

日時・日程	持ち物
会場	料金・受講料
対象者	申込方法
講師	締め切り
内容	問い合わせ
定員	その他

土浦市役所 ☎826-1111  
防災行政無線 0120-826113

**マイシティつちうら**  
まちの話題やニュースをお届けします。土浦ケーブルテレビ デジタル11ch(111ch)【毎日9:00/12:00/16:00/20:00の各15分】

**つちうら情報ステーション**  
市のイベントや事業などの情報をお届けします。茨城放送(1458KHz)【毎週木曜日 8:25～8:30】

家族介護慰労金

対要介護4・5、またはそれに相当する要介護者を自宅で常時介護している方で、次のすべてに該当する方  
 ◎市内に居住している方  
 ◎市民税非課税世帯の方  
 ◎平成26年8月1日から平成27年7月31日までに、介護保険のサービスを利用していない同居の家族を介護している方(通算7日間までのショートステイの利用は除く)  
 ※慰労金10万円  
 他受付期間/8月3日(月)～31日(月)  
 ※申込方法など、詳しくはお問い合わせください。  
 問 高齢福祉課(☎内線2455)

介護保険負担限度額 認定証更新

介護施設に入所・滞在了たときの居住費・食費について、現在、介護保険負担限度額の認定を受けている方は、認定証の有効期限が7月31日までですので、更新を希望される方は、早めに更新手続きをしてください。また、介護保険制度改正により、今年8月から認定対象に次の要件が追加されました。  
 ①世帯が同じか問わず、配偶者の市民税が非課税  
 ②本人および配偶者の預貯金などの金額が基準以内  
 7月31日(金)  
 ※更新方法など、詳しくはお問い合わせください。  
 問 高齢福祉課(☎内線2463)

金婚をたたえる集い

10月13日(火)  
 受付・記念撮影：午前9時～10時(夫婦ごとの写真撮影) 式典・祝宴：午前10時30分～午後1時  
 会場 ホテルマロウド筑波(城北町) 市内に居住し、今年の12月31日までに結婚生活50周年(昭和41年に結婚)を迎える夫婦  
 ※昨年度対象者(昭和40年に結婚)で参加できず、今年のお問い合わせください。  
 申込 祝状贈呈、会食など  
 申 はがきに夫婦の氏名、生年月日、住所、電話番号、結婚年月日、車椅子などの利用の有無を記入して郵送または電話で  
 7月31日(金)  
 問 高齢福祉課(☎内線2372)

難病制度の対象疾病が拡大します

7月1日より、難病医療費助成制度の対象疾病(指定難病)が110疾病から306疾病に拡大されます。詳しくはお問い合わせください。  
 問 土浦保健所保健指導課(☎821・5516)

土浦市難病患者福祉手当の対象者が拡大します

難病制度の拡大により、7月1日より、手当の対象疾病が増えます。保健所から指定難病特定医療費受給者証、または一般特定疾患医療受給者証の交付を受けている方が対象となります。詳しくは、お問い合わせください。  
 ※現在支給を受けている方は手続き不要です。  
 問 障害福祉課(☎内線2339)

障害者総合支援法の対象疾病が拡大します

難病制度の拡大により、7月1日より、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの対象となる疾病が151疾病から332疾病に拡大されます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。  
 問 障害福祉課(☎内線2365)

第10回特別弔慰金が支給されます

平成27年4月1日時点で、公務扶助料や遺族年金などを受ける方(戦没者などの妻や父母など)がない場合、次の順番による先順位のご遺族一人に支給します。

- 1 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者などの子
- 3 戦没者などの①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹(要件により順番が入れ替わります)
- 4 右記1から3以外の三親等内の親族(甥姪など戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります)

額面25万円(5年償還記念国債)

平成30年4月2日  
 問 社会福祉課(☎内線2430)

7月28日は日本肝炎デー

日本人の40人にひとり、B型あるいはC型肝炎ウイルスに感染していると推定されます。土浦保健所では肝炎ウイルス検査を行っています。

他検査日時/毎週木曜日：午前9時～10時、第3木曜日：午後5時～7時(要予約)  
 問 土浦保健所保健指導課(☎821・5516)



第84回霞ヶ浦・北浦地域清掃大作戦

身近な湖岸や河川敷の一斉清掃活動を行います。ご協力をお願いします。

日 7月26日(日) 午前7時〜8時(小雨決行。雨天・荒天時は8月2日(日)に延期)

場 霞ヶ浦湖畔、土浦港、新川・桜川・備前川・境川・花室川の河川敷

問 環境衛生課(☎内線2407)

父親と子どもの料理教室

夏休みにお子さんと一緒にカレーサモサ(インド料理)やスイーツを作ります。

日 8月9日(日) 午前10時〜午後1時

場 総合福祉会館(ウララ25階)

対 小・中学生のお子さんとお父さん

講 石塚ナツ子さん(料理研究家)

定 10組(先着順)

持 エプロン、三角巾、ふきん、筆記用具

¥ 材料費500円程度

申 電話で

問 男女共同参画課(☎827・1107)

介護支援ボランティアに参加しませんか

レクリエーションの指導や話し相手、移動の補助など軽微で補助的な活動

対 市内に住民登録のある65歳以上の方(介護保険第1号被保険者)で、介護保険料の未納がない方

場 市が指定する特別養護老人ホームおよび児童館

※市への登録後、8月4日(火)の研修会に参加していただきます。申込方法など、詳しくはお問い合わせください。

問 高齢福祉課(☎内線2477)

はず博士の解説会

日 7月20日(月) ①午前7時から、②午前9時から、26日(日) ①午前7時から、②午前8時から(両日とも小雨決行)

場 水郷公園 水生植物園内 花蓮園(ネイチャーセンタ―東側)

講 香取正人さん(市公園アドバイザー、はず博士)

内 ハストスイレンの違い、花の咲き方、ハナハスの花色による分類など

問 公園街路課(☎内線2258)

第69回市民野球大会

日 8月16日(日)から

場 川口運動公園ほか

対 市内に居住または通勤している方で編成するチーム(1チーム監督を含め10人以上20人以内。小・中学生、高校生および大学野球連盟登録者は除く)

¥ 1チーム1万円

申 所定の申込書を郵送で(申込書は、市ホームページまたはスポーツ振興課、川口運動公園にあります)

※ 7月24日(金)(必着)

※ 7月29日(水)午後6時30分から水郷体育館で組み合わせ抽選会を行いますので、必ず出席してください。

問 スポーツ振興課(〒300・4192 藤沢975 ☎内線5124)

博物館からのお知らせ

日 7月18日(土)まで 午前9時〜午後4時30分

※月曜日は休館

¥ 入館料 一般105円(小中学生50円(土曜日は無料))

□ 館長講座 古墳時代箱石石棺の世界―東アジアから霞

ケ浦沿岸へ

日 7月19日(日)：日本への伝播

9月20日(日)：日本における分布

両日 午後2時〜3時30分

場 市博物館視聴覚ホール 講 茂木雅博館長

定 50人(先着順) ¥1回50円(資料代)

問 市立博物館(☎824・2928)

市社会福祉協議会からのお知らせ

□ 身近な福祉、ボランティア&介護体験

介護や福祉ボランティア活動など福祉活動への参加や、技術を学ぶことにより、家庭の介護力と生きがいのある生活づくりを体験

日 8月5日(水)〜6日(木)

場 市内特別養護老人ホーム3か所 対 土浦市内在住・在勤・在学中の中学生以上の方

定 30人(1施設10人、申込多数の場合抽選)

¥ 500円(昼食・保険代)

申 電話で

※ 7月22日(水)

□ 福祉ふれあい体験参加者募集 日 ①7月28日(火)、②8月7日(金)

場 東日本盲導犬協会(栃木県

宇都宮市)※福祉バス利用

対 市内に居住する小学3〜6年生(児童1人に対し、保護者1人の同伴可)

定 各回20組40人(申込多数の場合抽選) ¥500円

申 往復はがきに参加希望日、児童・保護者の氏名(ふりがな)、性別、生年月日、住所、電話番号、学校名、学年、緊急連絡先、保護者同伴の有無を記入のうえ郵送(はがき1枚で1組の申し込み)

※ ①7月18日(土)、②7月28日(火)(必着)

問 市社会福祉協議会(〒300・00036 大和町9・2ウララ2 4階 ☎821・5995)

ネイチャーセンター工作教室

涼を感じさせるオリジナルのスノードームを作ってみよう。

日 7月25日(土) 午後1時から、2時から

場 ネイチャーセンター

対 小学生以下(保護者同伴)

定 各10人(先着順) 申 電話または直接 問 同センター(☎826・4829)

**親子の食育教室**

日 場 8月5日(水)：二中地区

公民館、8月19日(水)：六中地区公民館 午前9時30分から午後1時(受け付けは午前9時15分から)

対市内に居住している小学生とその保護者

内調理実習「つちまるランチ」に挑戦、食育クイズなど

定各15組(先着順)  
講健康増進課管理栄養士、土浦市食生活改善推進員

持エプロン、三角巾、手拭タオル

¥1人250円  
申電話で

問健康増進課(☎826・3471)

**健康クッキング教室**

□生涯を通じた健康づくりのために

日 7月11日(土) 午前9時30分～午後1時

場四中地区公民館  
対市内に居住している方

内調理実習「野菜1日350g」の摂取を目指して

定30人程度  
講土浦市食生活改善推進員、健康増進課管理栄養士

持エプロン、三角巾  
¥300円  
申電話で

問健康増進課(☎826・3471)

**夏休み親子**

**れんこん特別講座**

生産量日本一を誇る霞ヶ浦周辺地区のれんこん。そのれんこんについて見て、聞いて、食べて、学んでみませんか。

日 7月25日(土) 午前10時から2～3時間程度

場上大津公民館  
対小・中学生(保護者同伴)

定50人(先着順)  
持帽子など  
¥500円  
申電話で

☒7月17日(金)  
他途中でハス田までの移動がありますので、自家用車でお越しください。

問農林水産課(☎内線7611)

**亀城プラザ夏のレッスン**

□KIDSアートスクール  
夏休みの宿題を終わらせよう

日 8月22日(土) 午後1時～4時まで

講佐藤敏郎さん(小さな命の

対小学1～4年生  
定各15人(先着順)  
持画用紙、エプロン、道具一式

講小林由季さん(壁画アーティスト)

¥1000円

□男塾～男性のためのボディエクササイズ～

日 7月17日(金)、24日(金)、31日(金)、8月7日(金) 午後8時30分～9時30分

対18～50歳位までの男性  
定各回25人(先着順)

講戸井田昌教さん(レスリンググリーンスター48キログ元日本代表)

¥各回500円  
☉共通

申電話または直接(水曜日休館)

問亀城プラザ(☎824・3121)

**平成27年度東日本大震災復興支援講演会**

日 8月1日(土) 午後1時30分～3時

場牛久市エスカード生涯学習センター(牛久市牛久町)

内大川小学校の校庭から学ぶあの日から考えていること

定250人(要予約)  
講佐藤敏郎さん(小さな命の

意味を考える会代表)  
問県南生涯学習センター(☎826・1101)

**県南病院地域住民のための介護予防シリーズ**

□第3回体力測定  
日 7月26日(日) 午後1時30分～4時

場県南病院B棟1階デイルーム(中)

内体力測定・運動指導  
持動きやすい服装

問同病院(☎841・1148)

**第65回「社会を明るくする運動」公開講演会**

日 7月11日(土) 午後1時30分～3時30分

場ワークヒル土浦  
講笠井広子さん(龍ヶ崎NGO未来の子どもネットワーク)

内貧困の中で大人になっていく子どもたち

問土浦地区更生保護サポートセンター(☎875・9701)

**平成27年度排水設備主任技術者試験**

日 10月22日(木) 午後1時30分～3時30分

場ホテルマロウド筑波(城北

町)  
申必要書類を下水道課へ提出  
☒8月7日(金)  
※詳しくは、県下水道協会ホームページをご覧ください。

問下水道課(☎内線2338)

**平成27年度自衛官採用試験**

□自衛官候補生

応募資格/採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の方  
受付期間/男子：年間、女子：8月1日(土)～9月8日(火)

□一般曹候補生

応募資格/採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の方  
受付期間/8月1日(土)～9月8日(火)

□航空学生

応募資格/高卒(見込みを含む)21歳未満の方  
受付期間/8月1日(土)～9月8日(火)

※応募方法や試験日程など、詳しくはお問い合わせください。

問自衛隊土浦地域事務所(☎821・6986)

# 平和の大切さを伝えるために

## 広島へ平和使節団を派遣

市は昭和63年3月、非核平和都市を宣言し、平和の尊さ、核戦争の悲惨さを後世に伝えることを目的として、8月6日(木)に広島市で行われる平和記念式典へ市内公立中学校代表など19人の使節団を派遣します。

昨年使節団に参加した中学生は、「平和を祈り続けた人々の思いを無駄にしないように、絶対悪である核兵器の廃絶と世界平和の実現に向け、僕たちがしっかりと受け継いでいきたいと思います。」と語ってくれました。

派遣された使節団は、9月27日(日)に行われる「人権と平和のつどい」で体験報告を行います。

原爆死没者慰霊と平和祈念の黙とう(1分間)に、ご協力をお願いします。

と き / 広島…8月6日(木) 午前8時15分  
長崎…8月9日(日) 午前11時2分

問総務課(☎826-1111 内線 2212)



## こ・ん・に・ち・は 赤・ち・ゃ・ん HAPPY BIRTHDAY 7月生まれ

9月で1歳になる  
赤ちゃんを募集!!

申①誕生日、②住所、③氏名(ふりがな)、④電話番号、⑤一言(25文字以内)を記入し、写真を添えて広報広聴課へ郵送、メール(kouho@city.tsuchiura.lg.jp)または直接

☑7月31日(金)

※9月上・中旬号に分けての掲載。応募写真は返却できませんので、ご了承ください。

赤ちゃんの写真応募のお願い

2ポイント

- ①頭がきれいでいない写真
- ②25文字には記号(!,♡,♪)なども含みませ



※掲載した氏名、住所などの個人情報は、この広報紙以外では使用しません。

# 霞ヶ浦水質浄化強調月間のお知らせ

環境保全課(☎826-1111 内線 2449)

県では、霞ヶ浦の水質浄化を広く県民の皆さんに呼びかけるため、水に親しむことの多い時期の7月20日(月)から9月1日(火)の「霞ヶ浦の日」までを「霞ヶ浦水質浄化強調月間」と定めています。

霞ヶ浦の汚れは、家庭からの生活排水が全体の約三割を占めていることをご存知ですか？みなさんのちょっとした心遣いが、霞ヶ浦をきれいにします。できることから構いませんので、これをきっかけに水質浄化対策に取り組んでみませんか？

## ～私たちにできる水質浄化対策～

- 台所に目の細かいストレーナーや三角コーナーを設置し、ごみを流さない工夫をしましょう。生ごみを分別回収することで、水質浄化だけでなく、ごみの減量化にも貢献できます。
- 天ぷらなどの油は絶対に流さず使い切るか、捨てる場合は、廃食用油回収事業を利用しましょう。回収した油は、リサイクルされ、キララちゃんバスなどの燃料に利用されています。
- 鍋や皿の汚れは、紙で拭き取りましょう。洗剤の使用量が少なくなります。
- お風呂の残り湯は、洗濯に利用するなど、有効に活用しましょう。

## 【廃食用油の回収拠点】

市役所本庁舎、各地区公民館、市立図書館、カスミ(ピアタウン店、中村店、並木店、FOOD OFF ストッカー 神立西店)、とりせん木田余店、マルヘイ荒川沖店、さん・あびお、ハリガエ、まるも(神立店、まりやま店、都和店)、コープつちうら店、JAサンフレッシュはすの里

### 回収できる油

サラダ油、なたね油、コーン油、ごま油、ペに花油、ひまわり油、大豆油、ラッカセイ油、オリーブ油、亜麻仁油

### 回収できない油

ヤシ油、パーム油、バター、マーガリン、ラード、クッキングオイル、エンジンオイルなど

## 川口水神宮みこし 7月20日(月)

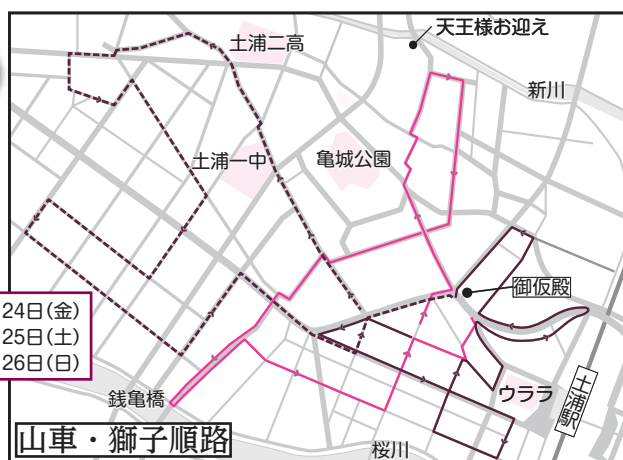
水運業、漁業者の守り神を祭った水神宮の祭り。

◆巡行コース／川口三社前(9:00出発)→川口公民館前(11:05)→中央二丁目公民館前(13:25)→中央一丁目公民館前(13:40)→大和町公民館前(14:25)→旧丸井前→川口三社前(16:00ごろ到着予定)

※担ぎ手を募集します。午前8時30分に川口三社前に集合してください。

## 八坂神社祇園祭 7月24日(金)～26日(日)

☎八坂神社祇園祭連合事務局(☎090-4003-3106 柳町) 礎會事務局長(☎090-5194-3584 坂本)



### 山車・獅子順路

### ★歩行者天国★

24日 午後7時30分～8時30分  
25日 午後7時30分～9時  
26日 午後7時30分～9時



## 「常陸秋そば」 オーナー募集



筑波山のふもとで、おいしい常陸秋そばの種まきから収穫、そば打ちまで体験してみませんか？

ところ／藤沢地区ほか

募集数／50口(1人2口まで。1口約60m<sup>2</sup>)

オーナー料金／1万2000円(1口)

イベント予定／

- ① 8月22日(土)…種まきの集い
- ② 9月19日(土)…花見の集い&そば試食会
- ③ 11月7日(土)…収穫の集い
- ④ 12月5日(土)…そば打ち体験&そば粉配布

※天候などにより変更になる場合があります。

申込方法／ホームページより申込書をダウンロードして郵送、ファクスまたは直接

申込締切／8月7日(金)

申 問 土浦市農業公社(〒300-4101 永井本郷入会  
地字離山番外1 ☎862-5143 FAX862-4953)

## トワイライト レンコンサート

～蓮田にかこまれて… 第2弾～

土浦の名産であるレンコン(はす)の花にかこまれて、夏の蓮田でコンサートを聴き、語り合しましょう。

日 程／7月25日(土)

午後3時30分	受付開始
4時	土浦の昔話(土浦市文化財愛護の会)
5時	コンサート(土浦音レンコン)
6時30分	解散

ところ／JA土浦れんこんセンター(手野町1851-1)

定 員／120人(先着順)

参加費／700円(おやつ、飲み物代など)

申込方法／電話で

申 問 県南生涯学習センター(☎826-1101)



## 食生活改善推進員の 健康料理



No.117

### 蒸しだことアボカドのピリ辛 さわやかドレッシング和え

今回ご紹介するのは、夏の暑い日に火を使わずにサッとできて、ちょっぴり辛めのドレッシングでさっぱりといただける一品です。ドレッシングは酢と油の割合を2:1にして油分を抑えています。今回は、酸味のやさしいりんご酢を使いましたが、米酢やレモン汁を使ってもおいしいです。好みで砂糖少々を加えてもよいでしょう。和える食材は、パプリカを加えて彩りよくしたり、ワカメを加えるなどアレンジ自在です。

タコには、アミノ酸の1種であるタウリンが多く含まれています。タウリンは、体内のコレステロールを減らすはたらきや心臓や肝臓の機能を高めるはたらきなどさまざまな効果があるといわれています。

暑い日が続くと夏バテで食欲が落ちてしまいがちですが、1日3食しっかりとバランスのよい食事を心がけましょう！

### 材料・分量(2人分) .....

蒸しだこ	100g	A	りんご酢	大さじ2
アボカド	1/2個		サラダ油	大さじ1
キュウリ	1/2本		塩	ひとつまみ
タマネギ	1/4個		こしょう	少々
青じそ	4～5枚		豆板醤	小さじ1/4

### 作り方 .....

- ①蒸しだこは2～3cmのそぎ切りにする。
- ②アボカドは縦半分にして2～3cm幅に切る。
- ③キュウリは4cm位の長さに切り分け、縦半分にしてから縦に2～3mm幅に切る。
- ④タマネギは繊維にそって薄切りにする。
- ⑤青じそはみじん切りにしてAのドレッシングと混ぜ合わせる。
- ⑥ボウルにタコ、キュウリ、タマネギを入れ、⑤のドレッシングと混ぜ合わせてからアボカドを加え、さっくりと混ぜる。

### 1人分の栄養素 .....

エネルギー	198kcal
たんぱく質	12.5g
脂 質	14.4g
カルシウム	31mg
食物繊維	3.0g
塩 分	1.0g



食生活改善推進員

平澤陽子さん 大畑みちさん



# まちの フォトNEWS

## おいしい新茶を楽しみに

茶摘み体験集会(6月5日)

山ノ荘小学校で茶摘み体験集会が開かれました。茶摘みの歌の斉唱やお茶の歴史紙芝居のあと、葉の摘み方の説明があり、校庭のお茶の木で茶摘みを行いました。お茶の葉は後ほどお茶に加工されみなで楽しむそうです。



## 檜の上で響く刻の太鼓

刻の太鼓(6月10日)

江戸時代土浦城の檜門の楼上から城下に、明六ツ(午前6時)と暮六ツ(午後6時)に時刻を知らせていた刻の太鼓。時の記念日の早朝、刻の太鼓保存会により再現されました。会場の亀城公園には勇壮な太鼓音が鳴り響きました。



## 夏休みファミリーミュージアム 体験講座・イベント

### 市立博物館

#### ①ミニ掛軸をつくろう

自分で書いた書道作品を掛軸にします。

日 1日目(裏打ち)8月4日(火) 9:30~12:00

2日目(表装)8月8日(土)または9日(日) 9:30~15:00

講 土浦市拓本同好会

定 親子8組(先着順)

¥1000円(材料費)

#### ②かすみ人形を作ろう(体験講座)

「かすみ人形」は霞ヶ浦のたにしを材料に使っています。

日 8月6日(木) 13:30~15:30

講 かすみ人形保存研究会

定 親子5組(10人)※小・中学生親子優先。

¥200円(2人の材料費)

#### ③博物館クイズラリー

夏季展示品に関するクイズを出題します。合格者(80点以上)には記念品をプレゼントします。

#### ④親子はたおり教室

親子で、はたおり(さき織り)を体験してみませんか。

日 8月21日(金)・22日(土)

午前の部/10:00~12:00 午後の部/13:30~15:30

講 綿の実

定 各回とも親子4組(定員を超えたときは抽選)

¥200円(材料費)

### 上高津貝塚ふるさと歴史の広場

#### ①縄文土器をつくろう(協力:上高津貝塚土器づくりの会)

縄文土器の製作体験です。

※製作と土器焼きの両方に参加できる方に限ります。

日 製作...7月18日(土) 9:30~12:00

7月22日(水) 13:30~16:00

土器焼き...8月22日(土) 9:00~12:00(雨天順延)

定 製作は各回25人(先着順)

¥100円(材料費)

#### ②勾玉をつくろう

古墳時代のアクセサリ勾玉の製作体験です。

日 7月23日(木) 13:30~15:30

7月30日(木) 午前の部/9:30~11:30

午後の部/13:30~15:30

定 各回30人(先着順)

¥200円(材料費)

#### ③ミサンガをつくろう

昔の組紐の技術でミサンガを作ります。

日 8月5日(水) 9:30~12:00

講 古代織研究会

定 15人(先着順)

¥200円(材料費)

#### ④上高津貝塚クイズビンゴ

展示を見てビンゴ形式のクイズにチャレンジ!記念品をプレゼントします。会期中いつでも楽しめます。

申込方法/市立博物館①②、上高津貝塚①②③は7月9日(木)午前9時から電話または直接。(上高津貝塚①②③は小・中学生(親子)が対象で、1組あたり申し込みは4人まで、小学3年生以下の場合保護者同伴)。博物館③、上高津貝塚④は事前申込不要。入館料が必要です。博物館④は8月5日(水)までに往復はがきで。(〒300-0043 土浦市中央一丁目15-18 第2希望までの希望日時、住所、電話番号、親子の氏名、学年を記入)※はがき1枚につき親子1組

#### 発行 土浦市

〒300-8686 土浦市下高津一丁目20番35号

☎029-826-1111

E-mail info@city.tsuchiura.lg.jp

HP http://www.city.tsuchiura.lg.jp/



スマートフォン用ホームページ▶

#### 編集 市長公室広報広聴課

発行日 平成27年7月1日

人口と世帯数 14万1342人 5万9181世帯

(平成27年6月1日現在)

この広報紙は環境に配慮し、再生紙・植物油インキを使用しています。

次回「広報つちうら」7月中旬号は、7月15日(水)発行予定です。